

## 令和7年山形県教育委員会10月定例会 会議録

令和7年10月15日

14:00~14:15

### ①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和7年山形県教育委員会10月定例会を開会いたします。

<教 育 長>

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、丹治委員と手塚委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④教育長職務代理者の指名

議事に先立ち、教育長職務代理者の指名を行います。

このたび、工藤委員が教育委員に再任されましたので、改めて教育長職務代理者を私から指名させていただきます。

小関委員を第1職務代理者に、工藤委員を第2職務代理者に指名いたします。

引き続きよろしくお願ひいたします。

### ⑤議席の決定

<教 育 長>

次に、工藤委員の再任に伴う議席ですが、委員が交替したわけではありませんので、議席は従来どおりとしていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議席は従来どおりといたします。

### ⑥報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「博物館登録の抹消について」、生涯教育・学習振興課長より報告願います。

<生涯教育・学習振興課長>

報告1-1を御覧ください。博物館法第20条第1項の規定により、博物館廃止の届出があった公益財団法人蟹仙洞について、同法第20条

第2項の規定に基づき、博物館登録の抹消を行ったことを報告するものです。

公益財団法人蟹仙洞は昭和26年9月に上山市に開館し、翌年3月10日に博物館登録を受け、長年にわたり工芸品、日本刀、甲冑等の収集・展示活動を行ってきました。この度、設置者である公益財団法人蟹仙洞より博物館を廃止した旨の届出がありましたので、これを受理し、9月10日付けをもって、博物館登録の抹消を行ったものです。

以上、よろしくお願ひします。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、これより議事に入ります。

## ⑦議 事

<教 育 長> 議第1号「山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について」、説明願います。

<生涯教育・学習振興課長> 議1-1を御覧ください。山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について、県議会9月定例会で議決いただいたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、庄内アソビバプロジェクトを指定管理者として指定することをお諮りするものです。

今回議決いただきましたら、庄内アソビバプロジェクトに対し、指定管理者の指定を通知するとともに、令和8年1月に包括協定を締結し、同年4月から指定管理業務を開始することとなります。

以上、よろしくお願ひします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より説明願います。

<管 理 主 幹> 議2-1を御覧ください。

改正理由ですが、教頭の職務代理順序に係る規則を見直すため提案し、第23条を改正します。令和8年度高等学校再編整備計画により、新庄南高等学校金山校が新庄神室産業高等学校金山校と名称変更されることに伴い、新庄神室産業高等学校真室川校とあわせて同一高等学校の分校が2校となるため、同一高等学校に副校長が2名配置される可能

	<p>性があります。副校長の職務代理順序を追加するために、第 23 条の「教頭」を「副校長又は教頭」に改めます。</p> <p>施行期日は令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。なお、具体的な改正の箇所は議 2-2 新旧対照表のとおりです。</p> <p>以上、よろしくお願ひします。</p>
<教 育 長>	ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
<手 塚 委 員>	今回の改正は、副校長が 1 人、教頭が 1 人の場合ではなく、副校長が 2 人以上又は教頭が 2 人以上の場合を想定したものということでおろしいのでしょうか。
<管 理 主 幹>	そのとおりです。副校長が 1 人、教頭が 1 人の場合の職務代理順序は、副校長、教頭の順番となります。
<小 関 委 員>	先日訪問した米沢鶴城高等学校では、校長 1 人に対して教頭が 3 人いましたが、このような場合もあるのでしょうか。
<管 理 主 幹>	米沢鶴城高等学校は、工業科、商業科、夜間定時制に 1 人ずつ教頭を配置していることから 3 人となっております。例えば、庄内総合高等学校では全日制、定時制、通信制があり、教頭を 3 人配置しており、霞城学園高等学校では副校長がおり、定時制に教頭が 2 人、通信制に教頭が 1 人となっております。
<教 育 長>	全日制に複数学科がある場合は、必ずしも学科に教頭が 1 人とは限らず、学校の規模に応じて教頭が配置されております。米沢鶴城高等学校の全日制である工業科と商業科に 2 人教頭が配置されているのは、学校の規模によるものです。
<教 育 長>	ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
<各 委 員>	異議なし。
<教 育 長>	御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。
<教 育 長>	次に、議第 3 号「令和 9 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。
<高校教育課長>	議 3-2 を御覧ください。令和 9 年度の基本方針については、令和 8 年度と大きく変更する点はありません。
	前期（特色）選抜の日程は、令和 9 年 1 月 19 日又は令和 9 年 2 月 2 日のいずれかを各高等学校が選択します。後期（一般）選抜の日程は、学力検査の本検査は令和 9 年 3 月 7 日、追検査は令和 9 年 3 月 12 日に

	行います。
	合格発表は令和9年3月17日となります。また、合否の確認は山形県公立学校Web出願システムの導入により、紙媒体による調査書のやり取りが行われないことから、「調査書」という表記を「調査書情報」と変更しております。
	以上、よろしくお願ひします。
<教 育 長>	ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
<和 田 委 員>	合格者の発表は3月17日に行うことですが、これは後期(一般)選抜の結果の発表という認識でよろしいのでしょうか。前期(特色)選抜の発表はどのようになるのでしょうか。
<高校教育課長>	前期と後期を合わせて3月17日に合格発表することとなります。
<教 育 長>	ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
<各 委 員>	異議なし。
<教 育 長>	御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
<教 育 長>	次の議第4号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
<各 委 員>	異議なし。
<教 育 長>	御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
	« 議第4号は秘密会にて審議 »
<u>⑧閉 会</u>	
<教 育 長>	以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。